

遺族年金の見直し

1. 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

【平成19年4月～】

改正後

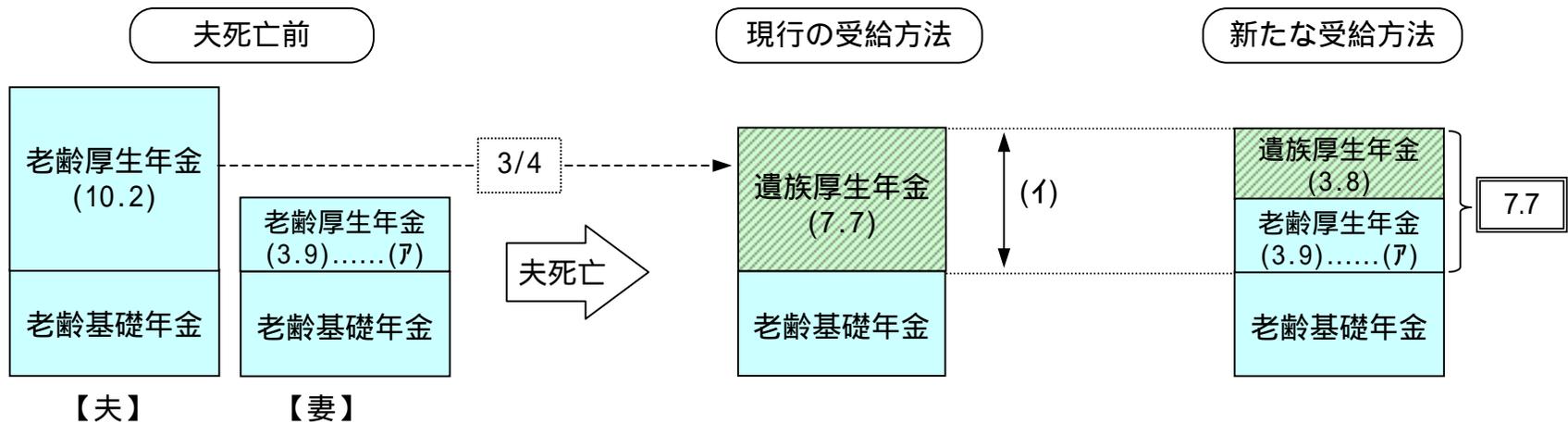
高齢期（65歳以降）の遺族配偶者（妻）に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ年金給付額に反映させるため、妻自身の老齢厚生年金は全額支給し、現行の水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとする

<見直しのイメージ図>

妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給する

現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給する

【妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



2. 若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し 【平成19年4月～】

改正後

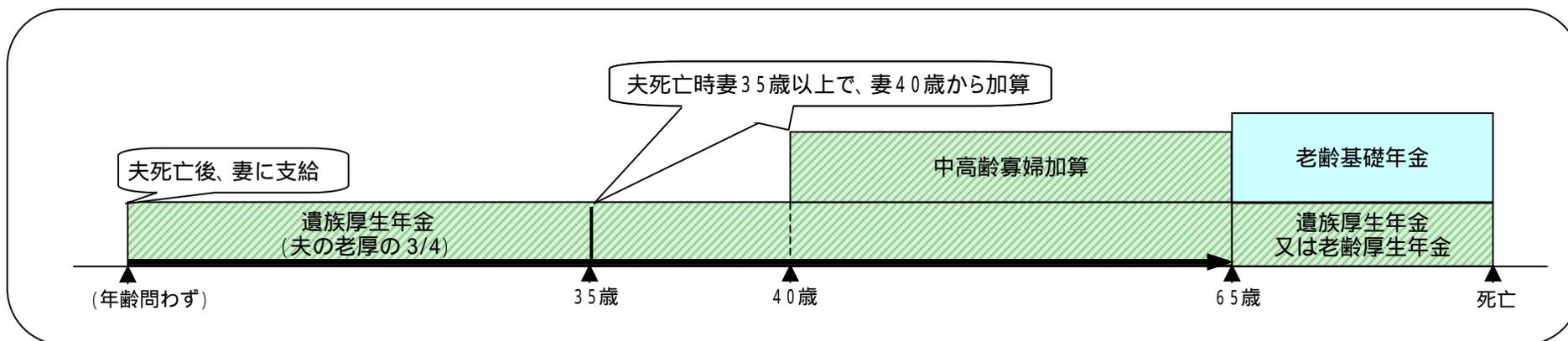
18歳未満の子のない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金については、若年層の雇用条件の格差の縮小の動向を踏まえ、5年間の有期給付とする

中高齢寡婦加算(夫死亡時35歳以上の妻に40歳から支給)については、待機期間をなくし、夫死亡時40歳以上の妻に支給することとする。

下記表で「夫死亡時」とあるのは、夫死亡時に18歳未満の子を有する妻については、「子の18歳到達時」とする。

<見直しのイメージ図>

【現行の給付】



【改正後】

